



## 添付書類

### 【連帯保証人を変更する場合】※1

- 【様式15-2】「返還誓約書の連帯保証人・保証人の同意書」
- 連帯保証人の印鑑登録証明書（届出日から3か月前以降に発行されたもの）
- 収入に関する証明書類（取得できる直近の証明書、1年間の収入を確認できるもの）  
※2 改氏名・氏名訂正の場合「収入に関する証明書」の提出は不要

### 【保証人を変更する場合】※1

- 【様式15-2】「返還誓約書の連帯保証人・保証人の同意書」
- 保証人の印鑑登録証明書（届出日から3か月前以降に発行されたもの）

※1 連帯保証人・保証人を「4親等以内の親族」でない者に変更する場合は、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類（認定基準額を満たしたもの）が必要です。

### 【国内連絡者を変更する場合】

- 添付書類不要

## 選任条件

連帯保証人【原則、父母】	保証人【原則、おじ・おば・兄弟姉妹】
① 奨学生が未成年者の場合は、親権者（親権者がいない場合は未成年後見人）	① 父母以外の人
② 奨学生が成年者の場合は、父母（父母がいない等の場合は、4親等以内の親族）	② 奨学生及び連帯保証人と別生計の人
	③ 連帯保証人の配偶者・婚約者でない人
	④ 4親等以内の親族※
	⑤ 届出日時点で65歳未満の人※
連帯保証人・保証人共通の条件	① 奨学生の配偶者・婚約者は選任できません。
	② 未成年者・学生・債務整理中（破産等）の人は選任できません。
	③ 貸与終了時（貸与終了月の末日時点）にあなたが満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人でなければ選任できません。

(※)代替要件

連帯保証人については「4親等以内の親族」（前記条件②）、保証人については「4親等以内の親族」（前記条件④）の条件だけを満たさない場合、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出により、「貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の3分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人」であれば選任ができます。

保証人の返還すべき金額は、あなたが返還すべき返還未済額の3分の1となります（「分別の利益」）。保証人について「届出日時点で65歳未満の人」（前記条件⑤）の条件だけを満たさない場合は、本人の署名及び連帯保証人が署名・押印した「保証人の選任に係る事情書」の提出が必要です。

## 訂正方法

- 訂正部分を二重線で消し、押印欄に押印した印を訂正印として二重線の上に押印し、正しい情報を記入してください。

## 注意事項

- ① この用紙は「返還誓約書」提出時の訂正には使用できません。「【海外】返還誓約書記載事項訂正届（様式7）」を使用してください。
- ② 「返還誓約書」提出後の住所の変更は、この用紙ではなく「【海外】住所変更届（様式2）」を使用してください。  
※人物変更・氏名変更とともに記入された住所については併せて変更処理を行いますので、人物変更・氏名変更の際に住所変更届を同時提出する必要はありません。
- ③ 貸与終了後の連帯保証人・保証人等変更は、この様式ではなく日本学生支援機構のホームページに掲載している「連帯保証人変更届（海外留学奨学金用）」又は「保証人変更届（海外留学奨学金用）」を使用してください。